

解 約 届

記入例

賃貸人 東拓 一郎 殿

下記の通り、建物賃貸借契約の解約を届出いたします。

※太枠線の中の欄にご記入・押印してください。

借主住所	東京都杉並区下高井戸5丁目2番1号 東拓マンション101号室		
借主氏名	東拓 太郎	※押印してください→	
契約物件名	東拓マンション 101号室		
物件所在地	東京都杉並区下高井戸5丁目2番1号		
② 本届記入日	平成27年10月15日		
③ 明 渡 日	平成27年11月15日まで		
④ 立会希望日	平成27年11月15日	[時間] <input checked="" type="radio"/> AM	<input type="radio"/> PM 10:00 ※1
※1 原則として立会いは明渡日(お引越し日)に行いますが、 土日祝祭日は立会いができません ので、明渡日が土・日・祝祭日の場合は、明渡日前後の 平日(月~金) をご指定下さい。なお時間は 午前10時より午後5時まで の間をご指定下さい。			
⑤ 明渡後書類送付先住所	〒123-4567 東京都杉並区下高井戸6丁目7番8号 東拓アパート101号室		
新電話番号	☎ 090 - 1234 - 5678 (転居後連絡可能な番号)		
⑥ 精算金返金口座	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 東 拓 <input checked="" type="checkbox"/> 信用金庫 上北沢 支店 <input type="checkbox"/> 郵便局(ゆうちょ銀行)		
	① 普通	② 当座	□ 座 番 号 1, 2, 3 4, 5, 6 7
	フリガナ	トウタク タロウ	
	□ 座 名 義	東拓 太郎	

1. 解約予告期間は、本届を賃貸人が受領した日(郵送届出の場合は消印日、以下届出日)の翌日から起算致します。但し、「本届記入日」欄にあらかじめ日付が印字されている場合は、その日を届出日として計算致します。
2. 明渡しの際は立会が必要となります。その際、鍵の返還をしていただきます。
3. 鍵の返還をもって明渡完了と致しますので、返還当日までの日割賃料をお支払いいただく事となります。但し、返還日が届出日の翌日から起算して1ヶ月を経過していない場合は、届出日の翌日から起算して1ヶ月までの賃料をお支払いいただきます。
4. 敷金等精算金の振込手数料は賃借人(借主)様の負担となります。

解約届提出先 〒168-0073 東京都杉並区下高井戸5丁目2番1号
株式会社 東拓建設 解約受付係
 TEL:03-3302-8728 / FAX:03-3302-8740

[弊社記入欄] (直) ・ (郵) ・ (F) ・ (他) 受付日 平成 年 月 日

▶ 1. 解約届ご記入及び提出方法につきまして

- ① 借主様の住所・氏名をご記入いただき、押印をお願いします。
- ② 本届記入日をご記入下さい。(※既に印字されている場合は無記入で結構です。)
- ③ 明渡日(引越し日)をご記入下さい。なお、解約届出後は、明渡日以降お部屋をお使いいただけなくなりますのでご注意下さい。また、解約届出後は**明渡日の変更は一切できません**。
- ④ 立会希望日をご記入下さい。原則として、立会いは明渡日に行いますが、明渡日が**土日祝祭日の場合立会いが出来ません**ので、明渡日前後の平日をご指定下さい。なお、立会い可能時間は、**平日の午前10時より午後5時まで**となっております。ご了承下さい。
- ⑤ 転居先住所及び電話番号をご記入下さい。記載がございませんと敷金・賃料精算が出来ませんのでご注意下さい。なお転居先未定の場合には、ご解約後弊社からの郵送物が届く住所(実家・保証人様・勤務先等の住所)をご記入下さい。
- ⑥ 敷金・賃料等の返還金振込先をご指定下さい。なお、口座名義には**必ずフリガナをご記入下さい**。

⇒ ※ご記入が完了したら、**解約届記載の届出先へご郵送又はご持参下さい。**

▶ 2. 解約予告期間につきまして

- 解約予告は、明渡日の**1ヶ月前まで**となっております。予告期間は、解約届を賃貸人が受領した日(郵送届出の場合は消印日)の翌日より起算致します。
- 「解約予告期間起算日」より1ヶ月以内に明渡し(お引越し)をされる場合は、解約予告期間起算日より1ヶ月先までの賃料が発生致します。明渡日が解約予告期間起算日より1ヶ月以上先の場合は、明渡日までの賃料が発生致します。(※賃料日割清算)

▶ 3. 敷金・賃料の精算について

- 賃料は**明渡月**までの賃料をお支払いいただきます。多くお支払いいただきました分につきましては、日割計算後、敷金と共にお返し致します。
- 敷金精算の際には契約内容に従いまして、未払い賃料・口座引落手数料(※口座引落不能のみ)等及び所定のリフォーム(クロス張替・カーペット張替等)費用・室内クリーニング費用等を差し引き致します。なお、敷金・日割賃料返還は、明渡後**1週間~1ヶ月程度**かかりますのでご了承下さい。
- 敷金・賃料精算時に「敷金等精算書」を作成し、**解約届記載のご住所に送付**致します。精算内容は本書にてご確認ください。

▶ 4. 明渡し(引越し)時の注意

- 明渡日までに必ず電気・ガス・水道等のご解約手続をお済ませ下さい。手続きをされませんと、明渡日以降、公共料金のご請求がある場合がありますのでご注意下さい。
- 明渡日までに、粗大ゴミ等の処分の手配をとって下さい。明渡日以降、ゴミ等が残されている場合、ゴミ処分料等をいただく場合がありますのでご了承下さい。普通ゴミも同様に、明渡日までに全て処分をお願い致します。
- 郵便局及び各種機関へ転居の手続きを申請してください。明渡日以降届いた郵便物につきましては、申し出のない限り処分致しますのでご注意下さい。
- 部屋に冷蔵庫が設置されている場合は、明渡前に必ず冷蔵庫内に付着している氷を完全に除去してからご退室下さい。